第３章　計画の推進

１　基本的な考え方

本計画（計画期間令和４年度～令和８年度）は、条例に定める目的やまちづくりの基本理念・基本原則、また「奈良市ボランティア・ＮＰＯとの協働のあり方に関する指針」において定めた協働の原則に基づき、新たな視点を加えたうえで、基本方針や施策の方向性を定め、取組を進めていきます。

（１）目　的

個性豊かで魅力ある、多様性に富み、持続的発展が可能な住みよいまちを実現し、これを将来に引き継ぐことを目的とします。（条例第１条）

（２）基本理念

本市におけるまちづくりは、次の基本理念に基づき推進するものとする。

(1) 人権が尊重され、心豊かに暮らせる安全安心で快適なまちづくりを行うこと。

(2) 次世代を担う子どもたちが健やかに成長し、たくましく生きる力を育成する教育のまちづくりを行うこと。

(3) すべての人が生きがいを持ち、健康で健やかに暮らせる福祉のまちづくりを行うこと。

(4) 豊かな自然環境を生かした、緑あふれる美しいまちづくりを行うこと。

(5) 奈良の文化を未来に引き継ぎ、個性豊かなまちづくりを行うこと。

（条例第３条）

（３）基本原則

前条の基本理念に基づくまちづくりを推進するに当たっては、次に掲げる基本原則にのっとって、市民参画及び協働によらなければならない。

(1) 市は、市政に対する市民参画の権利を保障するとともに、まちづくりの公共性及び公平性を確保すること。

(2) 市民、市民公益活動団体、事業者、学校、地域自治協議会及び市は、互いに対等な関係を保ち、相互の自主性を尊重しつつ、協働によるまちづくりの推進に努めること。

(3) 市民、市民公益活動団体、事業者、学校、地域自治協議会及び市は、それぞれの特性及び果たすべき役割を自覚して、互いに役割を分担し、かつ、連携し、協働してまちづくりを行うよう努めること。

（条例第４条）

（4）協働の原則

① 対等であること

お互いに上下の関係ではなくパートナーとして対等の関係を保とう。

② 相互に理解すること

お互いの立場や特性を理解し尊重したうえで、それぞれの役割を明確にして協働の取組を行っていこう。

③ 自主性を尊重すること

行政は、協働の相手のもつ柔軟性、先駆性、専門性などの長所を活かした取り組みができるよう、自主性を尊重しよう。

④ 自立化を進めること

過度の依存に陥ることのないよう、協働の相手が自立にむかうように協働を進めよう。

⑤ 目的を共有すること

協働の目的をお互いに共通理解し、確認しておくことにより、円滑な取り組みを行っていこう。

⑥ 補完しあうこと

両者の特性を踏まえつつ、お互いに補い合いながら役割を分担しよう。

⑦ 公開すること

協働事業についてプロセスや結果等の情報を公開し、市民に対する説明責任を果たすことで、協働に対する市民の理解を得よう。

⑧ 共に変わること

協働をとおしてお互いに「共に学び」「共に育ち」「共に変わる」という姿勢や意識を持とう。

⑨ 期限を決めること

協働事業の達成目標や事業期間など協働関係を解消する条件を決めておくことで、馴れ合いを防ぎ、適度の緊張感を保ちつづけよう。

「ボランティア・ＮＰＯとの協働のあり方に関する指針（平成 18 年）」より

市民と行政の協働の領域

協働の範囲については、【市民主導】【市民・行政】【行政主導】が、市民と協働の範囲となります。

①市民主体	②市民主導 市民＞行政	③市民・行政 市民＝行政	④行政主導 市民＜行政	⑤行政主体
市民が自主的・自発に責任をもって行う領域	市民が主導で行い、行政の協力が必要な領域	市民と行政が連携。協力して行う領域	行政が主導で行い市民の参加・参画が必要な領域	行政が主体性と責任をもって行う領域
市民	協働の範囲			行政
営利活動 趣味 娯楽	補助・助成 後援	共催 実行委員会 事業協力	委託 指定管理	許認可 課税

市民参画の手法

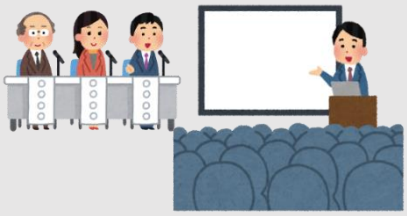

フォーラム・シンポジウム
パネルディスカッション・説明会

パブリックコメント

ワークショップ

アンケート調査

審議会・委員会等

情報交換・情報提供

2　基本方針と施策の方向性

（1）基本方針

計画期間の５ヶ年で取り組むべき方向性として、３つの基本方針を定めます。

基本方針１　市民参画及び協働の推進

- ①市民が参画しやすい環境づくり
- ②庁内の協働連携と協働意識の醸成

基本方針２　ボランティア・NPO活動の活性化

- ①協働型社会に向けた意識づくり
- ②市民公益活動への支援

基本方針３　地域自治協議会による地域づくり

- ①地域自治協議会準備交付金及び立ち上がり支援交付金による支援
- ②各種団体への補助金の見直し
- ③庁内連携体制の強化
- ④地域の拠点施設の整備

（２）施策の方向性と取組

基本方針１　市民参画及び協働の推進

地域課題や市民ニーズが多様化・複雑化する中、様々な立場の人々の意見や考えを踏まえた上で市政を推進していかなければなりません。企画立案の段階から実施中、そしてその後の評価に至るまで、あらゆる段階において協働の手法を考え、実施することで、さらなる効果や結果が期待できます。

【施策の方向性】

①市民が参画しやすい環境づくり

多様なツールを活用し、市民参画・協働の推進手法に応じた効果的な発信方法の検討や、情報を届けたい相手や地域に合わせた編集・発信を行います。
また、複雑化・多様化している市民ニーズを的確に把握し市政に反映するため、条例、計画等の策定段階で、ホームページ、電子メール、ＳＮＳ等の活用により、市は積極的に情報を発信し、積極的にパブリックコメントやワークショップを実施するなど、市民が参画しやすい環境づくりを進めます。

情報交換・情報提供

パブリックコメント

ワークショップ

アンケート調査

②庁内の協働連携と協働意識の醸成

市民に対し、部署による対応の差が生じることのないよう、各部署で行っている市民参画及び協働の取り組みや成果等について情報を共有するため、「協働のまちづくり推進庁内検討委員会」を活用しながら、庁内の連携を密にして、それぞれの協働事業に反映するなど、全庁的な協働の推進を進めます。
また、協働のまちづくりを推進するために、研修や講座、情報の発信により、職員と市民が共に協働について理解を深め、共に協働に対する意識の醸成を図り、職員同士のコミュニケーションを深め協働事業の促進に努めます。

【指標】

項目	現状（令和３年度）	目標（令和８年度）
市民参画及び協働によるまちづくり推進計画実施計画の協働事業件数	130 件	143 件